

## 土壌汚染状況調査

### Q15

#### 指定調査機関とは何ですか？

指定調査機関は、土地所有者等の依頼によって土壌汚染状況調査及び認定調査(Q26参照)の実務を行うことができる者として環境大臣より指定を受けた者です。環境省のホームページによると平成27年4月17日時点で701機関、843事業所あります。指定に当たって、一定の経理的基礎、技術的能力及び土壌汚染状況調査を公正に行うことができる等の要件があります。また、2010(平成22)年に施行された法改正において、5年毎の更新制度が導入されています。今年(2015年)3月末に、法改正前に指定された指定調査機関の更新期限を迎えました。更新に伴って指定番号が変更されることとなり、弊社の場合は「環 2003-1-233」から「2003-3-1003」に指定番号が変わりました。土壌汚染状況調査や認定調査を報告する時点で、調査を実施した指定調査機関の有効期限が切れてしまっていないか注意してください。

技術的能力を担保する要件として、指定調査機関は事業所毎に、環境大臣から技術管理者証を交付された者から選任した技術管理者を配置することとなっています。会社として指定調査機関となっても、技術管理者が選任されていない事業所では、土壌汚染状況調査及び認定調査を実施できません。技術管理者には調査員を監督する義務が課せられており、報告書の鏡に個人名及び技術管理者証の交付番号を記載しなければなりません。環境大臣から技術管理者証の交付を受けるためには、環境大臣が行なう試験に合格することに加えて、3年以上の実務経験を有する等の要件が必要です。この国家試験も2010(平成22)年に施行された法改正において導入されたもので、平成26年度までに行われた5回の試験で合計2,176人が合格しています。技術管理者証についても有効期限が5年間となっており、平成22年度に行われた第1回目の試験の合格者は来年(2016年)3月に有効期限を迎えるため、平成27年度中に環境省が開催する更新研修を受けなければなりません。

技術管理者は国家資格であるので、資格保有者は高い技術力を有するものと見られがちですが、土壌汚染状況調査又は認定調査を監督する上での最低限の技術的能力を担保しているにすぎません。土壌汚染に関しては、法律による調査義務に対応するだけでは十分でないケースが少なくないため、調査目的や土壌汚染リスクの内容を反映した調査計画を立案し、現場状況に応じて臨機応変に調査を進めることができる経験豊富な専門家が在籍する指定調査機関を選定することを推奨します。

また、話しは変わりますが、Q14に記したように、土壌汚染状況調査は地歴調査と試料採取等からなるので、それぞれについて異なる指定調査機関に依頼したくなる場所です。しかし、地歴調査と試料採取等の結果を合わせて土壌汚染状況調査の結果として報告するため、1名の技術管理者の監督のもとで1社の指定調査機関が調査を実施することが基本となります。敷地が広大でいくつかの指定調査機関に分割して調査を実施させなければならない場合についても同様であり、1社の指定調査機関及び1名の技術管理者を選任し、土壌汚染状況調査全体を統括させる必要があります。